



Title	折箭盟誓考
Author(s)	岡崎, 精郎
Citation	懷徳. 1956, 27, p. 51-64
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/90298
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

折箭盟誓考

岡崎精郎

(一)

ギリシヤの辯論家リクルゴス (Lycurgus) は、「民主政體を保持するものは、宣誓である。」と説き、その理由として、「多くの人は、人を欺きながらも知らるることなしに、常にその場の危難を脱するのみならず、將來にもその犯罪の故を以て罰せらるることはない。併し僞誓者は神に知られずに居ることも、又神罰を免るることも出来ないのみならず、縦令本人自身でないにせよ、その子供、その全一族が大なる禍に陥るからである。」とのべている (Rede gegen Kerkrates §79)⁽¹⁾。まさしく、この説明は、中田薫博士の指摘せられた如く、宣誓そのものが、法の力の及ぶ能わざる範圍において、人間相互の信義を確保するところの、法の補助的制度たることをいえるものに外ならない。ところで、宣誓には種々の儀式的行爲の伴えること、諸民族を通じてみられるところで

あるが、中國の場合、その諸形式として、「天を指し、犠牲を供し、犠牲の血を飲り、酒を地に灑ぎ、矢を把り又は矢を折り、髪を剪り、香を焚くの類」のあつたことが指摘せられている。⁽²⁾ 以上の中、「矢を把り、」また、「矢を折る」盟誓はともに矢に關するものとして注目されるが、小篇においてはとくに「矢を折る」盟誓をとり上げ、その特殊性をきわめんとするものである。その後において、「矢を折る」盟誓と「矢を把る」それとの相違點も自ら明かになるであらう。

さて、仁井田陞博士は折箭盟誓の事例として、水滸傳の左の二條をあげられる。⁽³⁾ まず、その一は、同書(第五回、花和尚大に桃花村を鬧がす)に、周通が劉太公の女子にたいして理不盡な求婚をなしていたるのを、魯智深が破棄せしめた一件をのべて、

魯智深便ち道う、周家兄弟、餘來つて俺が説うを聴け、劉太公這頭の親事、你却て知らず、他只這箇の女兒有

り、老を養い終を送り、香火を承祀するは、都て他の身上に在り、徐若し聚了せば、他老人家をして所を失わしむ、他心裏怕らくは情願ならず、徐酒家に依着し、把來つて棄了し、別に一箇の好的を選め、原定的の金子段疋は、這裏に將在せり、徐心下如何と。周通道う、竝に大哥の言語を聽かん、兄弟再び敢て門に登らじと。智深道う、大丈夫事を作す、翻悔要る休れと。周通箭を折つて誓を爲す。劉太公拜謝了し、金子段疋を納還し、自ら山を下り莊に回り去了す。（仁井田博士は原文をあげられたが、ここには幸田露伴氏の譯文を掲ぐ。岩波版露伴全集第三三卷、國譯忠義水滸全書、一五四頁）とあるものであり、その二はやはり同書（第七〇回、宋公明糧を棄てて壯士を擒にす）に、宋公明（宋公）が敵將張清を討たんと逸る諸雄を叱咤してこれを押し止めたことをのべた中に左の如くみえる。

只見る階下より魯智深手帕を使つて頭を包着し、鐵禪杖を拿着し、徑に遶り來つて張清を打たんと要。宋江隔住し、連聲に喝退す、怎で背て徐をして手を下さしめんと。張清、宋江の此の如きの義氣を見て、叩頭下拜して受降す。宋江酒を取りて地に奠ぎ、箭を折りて誓を爲す、衆弟兄若此の如く誓を報ずるを要せば、皇天祐けず、刀劍の下に死せんと。衆人聽了し、誰か敢

て再び言はん。也是天罡星合に當に會衆すべく、自然に義氣相投ず。宋江誓を設くる已に罷り、道う、衆弟兄情を傷るを得る勿れと。衆人大に笑ひ、盡く皆歡喜す。軍馬を收拾し、都て山に回るを要す。（露伴全集第三五卷、三五〇頁）

以上兩記事の中、後の記載に宋公明が諸雄を叱咤して、「もし張清を討たんとせば、皇天祐けず、刀劍の下に死せん。」と誓つたのは、この盟誓が他人呪詛を含むものとして注目されるが、呪詛は中田博士によれば宣誓の本質とされるのであつて、この意味において後の記事は比較的生のものを含んでいることをここにまず指摘しておきたい。

さて仁井田博士は右の兩記事を以て、中國における「矢を折る」宣誓の事例とせられた。一體、水滸傳のどこまでが宋代の話とすべきか、それを分析することは固より容易ならぬこと、宮崎市定博士の指摘されたところであるけれど、しかも、水滸傳が進化したつた宋元時代において、この種の盟誓が中國民族の間にある程度行われたことは充分推測されるところである。しかし乍ら、この種の盟誓は果して中國民族固有のものであつたであらうか。そしてさらに、この矢を「折る」ということが、盟誓の一ケースとなつていたそのこと自體の意

義は如何であろうか。以下、これらの問題を取り上げて考えたと思う。

(二)

ここでまず想起せられるのは、吐谷渾の首長、阿豺の臨終の際における故事として、魏書(卷一〇一、吐谷渾傳)に伝えられる記載である。阿豺は同書同傳によれば、晉の義熙初(四〇五一)よりまもないころ、兄、樹洛干の後を承けて立ち、劉宋の元嘉三年(四二六)よりまもないころに歿したが、かれには緯代を長とする二十子あり、その臨終に當り、二十子にたいし、おのおの吾が一隻の箭を奉じてこれを折るべしと命じたのち、

俄にして母の弟、慕利延に命じて曰く、汝、一隻の箭を取りてこれを折れと。慕利延これを折る。又曰く、汝、十九隻の箭を取りてこれを折れと。延、折ることを能わず。阿豺曰く、汝の曹知るや否や、單なるものは折れ易きも、衆ければ則ち摧き難し、戮力一心、然る後、社稷固かるべしと。言終りて死す。

とみえ、同一記事は太平御覽(卷三四九兵部八〇箭條)に魏の崔鴻の「三十國春秋」西秦錄よりの記事として掲げられている(但し、阿豺は阿柴に作る)。吐谷渾の支配層はおそらく鮮卑とみるべきこと白鳥博士の夙に指摘せられた

ところであるが、鮮卑は蒙古・ツングースの雜種と解釋せられる。とすれば、この場合の折箭の事例は蒙古乃至ツングース族のものとみななければならない。この吐谷渾に關する記事について直に連想されるものは、チンギスハーンに關する説話なのであり、護雅夫氏はラシード・ウツ・ディーン、元朝秘史、蒙古源流などの記事を中心としながら、この「矢を分け與える話」に考察を加えられたが、小篇においては、チンギスハーンの問題に入るに先立ち、それに先行し、從つて年代的には吐谷渾のさきの事例により接近した北アジア諸族の折箭の事例について考えておきたい。すなわち、それは、沙陀、契丹(遼)、党項(西夏)、女眞(金)など諸族についてみられ、なお、蒙古の場合にもみ出されるものであるが、年代順にあげるならば、まず沙陀の事例よりはじめられねばならない。すなわち、資治通鑑(卷二六八後梁紀三・乾化三年(九一三)十一月條に、晉王李存勗が燕王劉守光を擊破せし際のことをのべた中に、

(A) (劉) 守光曰く、今日は俎上の肉のみ、惟だ王の裁るところなりと。王(李存勗)、これを憫み、與に弓矢を折りて誓をなせり。

とある。この條については胡三省注、さては資治通鑑攷異にも何ら記すところはないけれど、舊五代史(卷一三

五) 劉守光傳の對應記事には、「莊宗、これを怒み、弓を折りて盟をなし、その保全せんことを許す。」とある。

この場合、「弓矢」として矢の外に弓が併せ記され、また一には「弓」のみをしるしているのは、のちに列擧する折箭の諸事例の中、唯一のものであり、その意味で注目さるべきであるが、これについてはのちにチュルク族の祖、ウグズ・ハンの事例について考える際にふれることとし、ここでは一應、弓は矢に準ずるものとして同様に理解しておきたい。さてこの場合、さきの吐谷渾の事例とは約五世紀の距たりをもつが、おそらく、中唐以後、吐蕃の壓迫の下に西北諸部族(吐谷渾・沙陀をも含めて)の東遷をみた際、吐谷渾・沙陀兩部族の接觸した時機において、吐谷渾支配層に源流をもつとみられるこの折箭の行事——吐谷渾の場合、いま、姑く盟誓といわずして行事といつておく。——は、異民族たる沙陀——西突厥の別部と稱せられ、雜種説もあるけれど、おそらくチュルク系統とみられる。——へ傳播したものと考えて差支ないであろう。太和末(一八三五)、山西の振武軍地方には沙陀とともに吐渾(すなわち吐谷渾)・契苾兩部族が居住せしことが傳えられているのをはじめとして、この後における沙陀・吐谷渾の關係淺からぬものがあつた。そしてこの盟誓たるや、沙陀出身の李克用と漢人劉守光との間にな

されたものであり、おそらくかかる間において、元來北方民族のものたりし折箭(弓をも含めて)の盟誓は中國民族の間に傳播して行つたとは考えられぬであらうか。

右の記事に續いて指摘されるのは、續資治通鑑長編(卷一五二)慶曆四年(一〇四四)十月條に、遼(契丹)と西夏との紛爭事件と休戰——事實上、西夏の降服——の次第をのべて、

(B) 契丹の夾山部落僭爾族八百戸、(李)元昊に歸す。

契丹の主(遼の興宗)、還さんことを責むるも、元昊、留めて遣らず。契丹の主、遂に親ら將として境上に至り、各おの山に據り兵を嚴にして相持す。元昊、卮酒を奉じて壽をなし、大いに樂を合せ、箭を折りて誓をなす。乃ち罷む。

とみえ、西夏事略(學海類編二三)・東都事略(卷一二七附錄五、西夏條)にも同様記事があり、この事件そのものは西夏紀(卷一〇)慶曆四年十月條にも遼史興宗本紀並に前引長編の記事を引いて記されている。これによれば、さきの沙陀の事例に引きつづいて、契丹——蒙古・ツングースの雜種——と西夏——チベット系統と通説されるタングート(党項)族——との間にこの折箭の盟誓がなされたのであり、これについては、契丹もしくはタングートと吐谷渾もしくは沙陀との接觸關係がその前提と

して考えらるべきであろうが、これらのいづれからいづれへ傳播したかは明確になし難い。けだし、契丹も、神冊元年（九一六）の太祖の親征以後、吐谷渾・沙陀兩族と關係をもち、一方、党項はすでに唐代においてこれら兩族と關係淺からぬものがあつたが故に外ならない。

以上の如くにして北アジア諸族の間に傳播せし折箭の盟誓は越えて金代に入つて、女真人と漢人との間に結ばれているのが指摘される。すなわち、一二〇六年（宋開禧二年・金泰和六年）五月、宋金國交斷絶後の交戦において、宋將、郭倬ならびに李汝翼は宿州（安徽宿縣）に破れ、蕲城（宿縣南三十六里）に奔つて金軍に圍まれたが、同じく城中にあつた馬軍司統制の田俊邁をあざむき捕えて金軍に引渡し、やうやくにして免るるをえたという。その次第は兩朝綱目備要（卷九）、宋の岳珂の程史（卷一四、二將失律條）に傳えられ、この間の情勢一般については外山軍治氏の説かれたところであるが、程史には田俊邁の引渡について、

(C) 虜（金）、既に（田）俊邁を得て、箭を折りて誓をなし、門を啓いて以て出づ。二將（郭倬・李汝翼）なお

その後騎を剿ち、免るるもの、半なること能わず。

とある。さらに、宋史（卷三六七）李顯忠傳には、漢人李顯忠がさきに捕えいたる金の元帥撒里曷と誓盟せること

をのべて、

(D) (李) 顯忠、乃ち撒里曷と箭を折りて誓をなす、同州（陝西大荔縣）の人を殺すことを得ず、我が骨肉を害することを得ずと。皆なこれを許す。

とみえ、この誓盟にもかかわらず、家屬二百口を金人のため害せられたのを怒つた李顯忠は、西夏に奔つてこれに附し、以て復仇を誓つたとある。以上、金人との接觸により、折箭の盟誓は漢人の間により深く浸透して行つたものと推測されるのである。

すでに挙げ來つたところによつて、折箭による盟誓は沙陀をはじめとして、契丹・党項・女真など北アジア諸族を通じてみられ、この間、諸族相互間における傳播、さらには、北アジア民族より漢人への傳播の問題が提起されるのであるが、さらに、前記チンギスハンの事例にきわめて接近せるものとして、元史（卷一四九）耶律留哥傳の記事があげられる。それには、契丹出身にして金の千戸たりし留哥がチンギスハンの部將按陳に附せしことをのべ、

(E) (按陳曰く) 然らば爾、效順ならんと欲さば、何を以てか信となすやと。留哥、乃ち所部を率いて按陳に金山に會し、白馬白牛を刑し、高きに登り、北望して矢を折り、以て盟う。按陳曰く、吾れ還り奏して、當

に征遼の責を以て爾に屬せしめんと。

とある。D'Ohson は Gaubil, Mailla などに據りつゝ、この際の宣誓をのべて、

白馬黒牛各々一頭を犠牲とせるのち、矢をとりてこれを折り、北方に向いて宣誓すらく、彼は蒙古の君主に對して忠誠を盡すべく、是は主君を代表して金帝に對し契丹公子の保護を約すべしと。(D'Ohson; Histoire des Mongols. Tome I. p. 134. 田中萃一郎氏譯岩波文庫版 上卷一二六頁)

とされているが、この際の盟誓において双方義務づけられし如くいえるのはとるべきでない。ドーソンの引用せる Gaubil の書の記事は元史類編に、Mailla の書の記事は續通鑑綱目に夫々よれるものであり、ここはさきの元史の記事に従つて、耶律留哥がよつて以て「效順」を表せんがためにした盟誓と解すべきであらう。

さて以上、み來つた如く、ひとしく折箭の盟誓とはいながら、その間、それらの意味内容に若干の差異あることに注意せねばならない。すなわち (A)・(B) 兩ケースはいづれも降服とその受理をいえるものであり、(C) の場合も記事やや曖昧なるもやはり同様意義のものとみられ、(D) の場合もまた同様に降服——「效順」——をいみしたが、この場合は前記チンギス汗の事例にきわめて近

接せる點において注目をひく。ただ、(D) の場合、折箭の盟誓によつて、「同州の人」ならびに己れの身うち「骨肉」を害するなからんことを期しているのは特に注意さるべく、それはさきの四ケースとは少しく異なるものである點が強調されねばならない。

(三)

以上、沙陀・契丹・党項・女眞・蒙古の順に折箭の盟誓をみ來つたのであるが、すでに指摘せる如く、元來これら北アジア諸族に行われたこの盟誓は、これら諸族と中國民族との接觸の加わるに伴い、漸次中國民族の間に傳播浸透したものと考えられるのであり、前記 (A)・(C)・(D) の諸ケースは、まさにこのことを裏付けるものといえよう。かつて後藤朝太郎氏は中國古來の誓約の形式方法には牲血を畝るものと箭を折るものとの二種ありとされ、誓の文字は折と言との合意文字なりと説き、折は單に音符たるのみならず、矢を折つて誓うこととあらわせるものとされ、中國古典に矢の字を以て誓う證とせるものは「折箭爲誓」の事實ありしに本づけるものならざるかと推測せられた⁽¹⁸⁾。以上説かれるところは結局、折箭盟誓を以て元來中國民族のものとされるわけであるが、氏が引用された折箭盟誓のデータの最も基本的なものは

小篇前引の程史の記事なのであり、この記事がいかなるものかは既述せしところで明らかであろう。かかる後世の記事をよりどころとして中國古典の問題を考えんとする限りにおいて、さきの如き所説は到底肯定しえないのであり、折箭の盟誓は北アジア民族より中國民族に入り、それ以前には中國民族の間にはたえてなかつたものとせねばならない。

ここで小篇の冒頭にあげた水滸傳の折箭盟誓の記事二條をかえりみよう。これらの記事がさきにのべた如き事情の所産たることはいうまでもないけれど、さらになお、この時代における北アジア諸族の儀禮・習俗・文化の中國にたいする流入事情も考えねばならない。すなわち、元來北方民族のものたりし「勸箭」の儀は、宋朝にあつて施行され、熙寧中までも存續すること別稿に説いたところであるが、これはひとしく箭に關する事例として注目すべきであり、この外にもたとえば、吳曾の能改齋漫錄（卷一、事始）には北宋政和年間に「蕃曲」を禁じ、なお引きつづいて「氍毹」を禁ぜしことを傳え、高承の事物紀原（卷八、舟車帷帳部第四〇）には、「宋朝、大宴犒ごとに、亦た殿を庭に設けて、拂廬亭という。」とみえ、拂廬とは吐蕃遊牧貴族の大氍毹に外ならない（舊唐書卷一九六上吐蕃傳上）。以上の諸事實は折箭盟誓の

中國流入とは必しも關係なしとはいひ難く、これら一般情勢の中において折箭の事例も解釋されねばならぬであろう。

ところで、水滸傳の記事の第二は、仇敵を討たんとする人々を制して、その復讐を抑止し、今後、復讐はこれを全く絶つべく誓約して箭を折りしものに外ならず、ここで干戈に訴えるのを放棄すべく誓つてゐるのは、さきの五事例の中、とくに(D)の場合にきわめて類似せることに注目される。そして、これら兩ケースにおいて、漢人が登場し、(D)の場合、その干戈に訴えるなかるべきを發言・主張せるものは金人撒里曷ならずして實に漢人李顯忠であつたことは、この盟誓が元來形式を北アジアのものに借りながら、實質的には元のものに漢人の創意による若干の變改が加わつてゐることを推測せしめる。元來は降服とその受理の場であつたこの盟誓がかくも異つた意味内容をもつにいたつたことは注目すべく、水滸傳の第二記事とさきの(D)の記事との密接な關連が想定されるのである。かくみ來つて、さらに注目すべきは、藤原家孝の落栗物語（國書刊行會刊、百家隨筆第一所收）にみえる記載である。この書は、寛永年間、將軍家光父子上洛より安永八年、後桃園帝登遐に到る迄、主として堂上に關する見聞録であるが、その前編（四八六頁）に、鄭成功の父、

鄭芝龍と滿洲側との交渉にふれた中に、芝龍が滿洲側へ降らんとし、貝勒王へ内通して、「我たとひ招きに隨ひて降るとも、子とも弟ともその外の中々随まじきなれば、我身ひとり恥を受、あまつさへ彼者共力事によりて、遂には誅せられん事疑ひなし。兎に角仰に隨ひかたき」といえるにたいし、

夷の軍將貝勒王、矢を折てかたく誓をたて、「たとひ残れるものともいかなる兵亂に及ふとも此度降參せる人々には、いささかも罪すまじきとぞいひ送りける。」

とある。滿洲族の誓盟の事例は滿洲實錄などにも屢見するが、歃血、殺牛祭天などに限られて折箭の事例は窺見の限りではみ出さず、おそらくこの記事は家孝の自ら創作せるもので、そのよる所は前引宋史李顯忠傳、あるいは水滸傳の記事ではなかつたかとみられ、果してこの際に折箭の盟誓がなされたかはきわめて疑問に屬する。それにしてもこの記事は、降伏者にたいする生命保證を与える點で、以上二記事の糸をひいているのに注目すべく、漢人の創意により變改されたこの盟誓の方式の、のちに及せる影響をみ逃してはならない。きわめて素朴な解釋ながら、矢——時によつては弓をも加えて——を折ること自體、北方遊牧・狩獵民族にとつて、その武器の最

も重要なものの破壊、すなわち戦闘力の完全に近い喪失を意味し、それはひいては戰鬪そのものの完全な終結を意味するところから、折箭の盟誓の北アジアにおける發生事情とその傳播事情も想定されるのであるが、一度び、それが中國民族に傳つた場合、上の如き變改が加えられたのである。

變改は水滸傳の第一記事においてはさらに甚しい。ここにあつては、求婚の破棄が誓約せられたのであつて、武器としての矢のもてる意味は全く問題とされてない。ただ、この記事については、やはり婚姻關係の盟誓として、南宋の周去非の嶺外代答（卷二・外國門上）に、
海外の黎蠻：…婚姻には箭を折るを以て信となす。

といい、やはり南宋の趙汝适の諸蕃志（卷下、海南）に同じく黎蠻に關し、「婚姻を議すれば、箭を折りて質となす」とある記事があげられるが、これは水滸傳の記事とはその意味内容をかなり異にし、この場合、果して中國民族よりさらに黎族にこの盟誓が流入したものは甚だ疑問であり、一元的な解釋は充分慎むべきものと考えられるが、これは後日の問題に残したい。

さて、以上折箭の盟誓事例をみ來つたが、ここでさらに、水滸傳の「箭を把る」盟誓にふれておきたい。すなわち、同書（第六〇回、晁天王曾頭市に箭に中る）に、晁天王

の讎敵、史文恭を殺して、諸雄が仇を報ぜんことを誓いしことをのべて、

中間箇の神主を設け、上に寫し道う、梁山泊主天王晃公の神主と。山寨中の頭領、宋公明より以下、都て重孝を帶び、小頭目并に衆小喽囉、亦た孝頭巾を帶ぶ。那(一)枝の誓箭を把りて、就ち供養して靈前に在く。

(露伴全集第三五卷、二〇八頁)

とみえるが、この場合、さきの折箭盟誓の場合とは全く異り、復仇を誓つたもので、そのために、「誓箭を把り」、「供養して靈前に在」いたものなることは注目をひく。この記事の直前に、晁天王が敵の毒矢に當りて死せることが記されており、そのことはこの「誓箭」と無關係とは考えられない。しかし乍ら、この種の盟誓については、北アジア諸族との關係はこれを語るデータはなく、おそらく元來中國民族のものかと考えられるのであるが、充分なデータを缺いている現在、この問題の解答は姑く保留する外はない。ともあれ、いづれも水滸傳にみえ、ひとしく箭を用いた盟誓であるにせよ、折箭の盟誓は「把箭」のそれと全く意義を異にせることに注目すべきであり、「折箭」それ自體の特質はここに改めて銘記するべきであらう。

(四)

以上、「折箭盟誓」について考察を加え來つたが、ここでチンギスハンの「矢の説話」の検討へうつりたい。まず、立論の都合上、護氏のあげられた諸データをここに引用するならば、ラシードハッヅディーンは次の如く傳えている。

チンギスハンは、或る日、一致和協の利益をよく息子達に知らせようとして、矢筒より一本の矢を抜きとつて、彼らにそれを折る様に言つた。彼らは苦もなく折つた。彼は二本、三本、そして十本迄束にすると、軍隊のうちの最も力ある者も折れないことを示していつた。『お前達の力とすべきは、一致協同して扶け合うことだ』と。

これにたいし、元朝秘史には同様なことがチンギスハンの祖、アランハア(Alan=gho'a)に關して次の如く傳えられている。すなわち、彼女がその夫の死後、「帳房の煙出し穴の入口の明るみから入つて來る」「光る黄色い人」に感じて三人の子供を生んだのを、夫の生前の子供二人が怪んだとき、彼女は、「これら五人の子供を並べて坐らせ、一本づつの矢を『折れ』といつて與えた。一本づつなれば、もとより造作もない、折つてしま

つた。さらにまた、五本の矢を一緒に束ねて『折れ』といつて與えた。五人して五本束ねた矢を人ごとに取つてまわしたが、ついに折れなかつた。」⁽²³⁾ここにおいてか、アラン・ゴアは兄弟の和協を諭したという。護氏は、これらのデータに考え併すべきものとして、ラシード・ウツ・ダイーンが、全チュルク族の祖ウグズ・ハン(Uguz Khan)に關して傳える次の説話をあげられる。すなわち、彼の六子が狩獵に出かけて一張の金の弓と三本の金の矢とをみつめて歸つたとき、「彼は弓を上⁽²⁴⁾の三人の子に、三本の矢を下⁽²⁵⁾の三人の子に與へた。」一張の弓を三人に分けるためには折らねばならぬので、その三人の兄から出自する諸氏族はすべて *Buzuk* (折る) なる名稱を、また、矢を與えられた三人の弟からのものはすべて *Duk* (三本の矢) ⁽²⁶⁾ *Duk* なる名稱をうけるにいたつたというものである。⁽²⁷⁾ ラシードは、なおこれにつづけて、「首長の位を占める弓」・「使節の位を占める矢」なる表現をなしているのであり、護氏は以上諸データによりつつ、さらに北方アジア諸族の箭に關する諸習俗、とくにシャーマンのシンボルたりし弓矢が君長のシンボルへ轉化する過程を併せ参照することによつて、弓も矢とともに元來、一個の社會・經濟・政治的單位の、或いはさらにその「首領」の統治權のシンボルとされていたものと

説き、チンギス・ハンにまつわる、「箭を諸子に一本づつ與え、また束にして與えて折らせてみて、その協同を説く」というこの説話は、その根柢には、諸子に箭を一本づつ分與することによつて、それぞれにその統治領を設定し、その統治領を承認するという狩獵・牧畜社會の慣習を踏まえているものと解釋された。

ところで、氏はこれにつづけて、「箭を折る」ことそれ自體については、それが、「諸子の誓の儀式として行われたのではないか。」と推測され、けだし、「矢を折るて誓う」ことは、チンギス・ハン蒙古においてよく行われた誓の形式であつたからであるとして、姚燧の「平章政事忙兀公神道碑」(元文類卷五九)の記事を引いておられる。しかし乍ら、さきの説話の中に、矢を與へ、しかるのち「折る」と傳えられる、その折箭の事例は、上來のべ來つた北アジア諸族の諸事例と全く切り離して考えらるべきものではないであらう。とくに第二節にあげた(E)の、元史耶律留哥傳の盟誓事例はここに再び参照されねばならない。それは、留哥が蒙古側にたいする「效順」の信たらしむべく、蒙古の按陳にたいして誓約せしものであり、そこにあつては、箭を「折る」ことはもとより降伏を意味するが、さらにそれは、新しき支配者にたいする絶対忠誠の誓そのものでなければならぬ。この場

合、(A)―(D)諸ケースとは、降伏という面では共通せる面をもち乍ら、しかも新なる支配者にたいする忠誠の誓という明かに異つた意味をもてることに注意すべく、これにたいし、蒙古側としては、新附の被支配者にたいする新任務―對金攻撃という―の付與を約したのであつた。

かくの如き、異なる意味の「折箭盟誓」こそは、チンギスハンの説話の根柢に存したものと一面の共通性をもつとは解しえられぬであらうか。これときわめて類似せる要素をもつ吐谷渾の阿豺の場合についても、また同様な事情が想定されてよいであらう。もとより、これらの場合に於て、その盟誓は、さきの北方諸族の事例が異民族の敵對者相互の間になされたもので、耶律留哥の場合もまたその例に洩れなかつたのにたいし、これらはいづれも部族内部の問題であり、とくに部族の首長の家族内部におけるものである點において、その盟誓は降伏のそれとは全く異り、諸子が矢を「折る」という、そのことによつて、支配者にしてまた家長たる父、チンギスハンの、また阿豺にその忠誠―首長權力乃至家父長權力にたいする絶対服従―を誓つたものとは考えられぬであらうか。前記ラシードの所傳では、チンギスハンのアラソグアになつており、ここに問題が存するが、それがよしアラソグアであるにしても、やはり同様權力者とし

て事柄を理解すべきであらう。同じくラシードの引く全チュルク族の祖、ウグズハンの説話については、斷案をもちえないけれど、これはむしろやや形の變改されたものとみるべきではあるまいか。弓を與えられた三人はこれを折つたと語られるけれど、矢を與えられた三人の弟についてはその事實なきが如く傳えられる。しかし前引の、資治通鑑・舊五代史の傳える晋王李存勗(後唐莊宗)―沙陀に出自しひとしくチュルク系統に屬する。―の「弓矢(一に弓)を折りて誓」いし事實よりして、矢を折りしことなきが如くしるせるは、むしろのちに形の變じたるものと解せられるのである。さらに、阿豺の場合については、死に直面せる彼が、己が諸子の動搖を防ぎつゝ、新しき支配者に擬せし兄の子、慕瑣にたいし、首長としての支配權力を維持・確保すべく、ここに諸子にたいし、忠誠の誓をなさしめたるものと考えられる。もとより、これらの場合に於て、矢は降伏の盟誓の場合の如く、單なる武器とするよりも、それはむしろ、一個の社會・經濟・政治的單位の、或いはさらに統治權のシンボルと解すべきであり、かかるシンボルを抹殺し去る―「折る」―ことは、とりも直さず、支配者への絶対服従・忠誠の表現とは解しえられぬであらうか。以上の如き解釋が許されるならば、上來み來つた折箭盟誓の諸事例の

中にあつて、チンギスハーン蒙古と、それより實に八世紀を溯る吐谷渾との、夫々の事例は、きわめて共通せる要素をもち、そのいづれもが蒙古の系統―ただし、吐谷渾支配層の場合は蒙古・ツングースの雜種―をひいてゐる點において、ここに改めてみ直されねばならぬであらう。

以上、最初、法制史の立場より水滸傳所見の折箭盟誓記事を取り上げ、それが果して中國民族固有のものなるやを検討すべく、北アジャ諸族―沙陀・契丹・党項・女眞・蒙古―における折箭盟誓の事例を検討するとともに、その中國流入の問題にふれ、それが中國民族の間に入つた際、その意味内容に若干の變改が加えられたことを指摘した。ついで、吐谷渾の阿豺に關する所傳とチンギスハーンの説話の問題を取り上げ、それらが以上のべた折箭の盟誓と無關係ならざることを指摘し、しかも以上北アジャの他の諸族にみられるものとは一線を劃すべき、異つた意味内容をもてゐることに注目しつつ、敘述をすすめてきた。もとより、以上行論の間において、當然ふれるべくしてふれえなかつた問題もあり、考察もなお熟しないけれど、あえて一文を草して大方の御教示を仰ぐとともに、今後の補訂を期しておきたい。

補註

- (1) Rede gegen Reokrates; zum Gebrauch für die Schule und den Privatunterricht. S. 75. Leipzig.
- (2) 中田博士「起請文雜考」(法制史論集第三卷所收、九五―九頁)
- (3) 仁井田陞博士「支那近世の戲曲小説に見えたる私法」(中田先生還曆記念祝賀法制史論集所收、三三三頁)
- (4) 同右、三三四、三四一頁
- (5) 中田博士前掲論文、九五九頁以下參照。
- (6) 宮崎博士「毘沙門天信仰の東漸に就て」(紀元二千六百年記念史學論文集所收、五一六頁)
- (7) 太平御覽の經史圖書細目には、崔鴻十六國春秋とともに崔鴻三十國春秋を併記するが、舊唐書卷四六經籍志上には蕭方之三十國春秋・武敏之の三十國春秋を夫々錄せるにも拘らず、崔鴻三十國春秋は正史の經籍志・藝文志にたえて著錄されない。この間の疑問については後日の検討に譲りたい。
- (8) 白鳥博士「亞細亞北族の辯髮に就いて」(史學雜誌三七編四號三〇七頁)
- (9) 白鳥博士「塞外民族」(東洋思潮第一二回所收、五二―三頁)
- (10) 護氏「矢を分け與へる話について―北アジャシャーマニズム研究の一節―」(北海道大學北方文化研究報告第七輯)

- (11) この間の情勢については、田坂興道氏「中唐に於ける西北邊疆の情勢に就いて」(東方學報東京第一一冊之二、六〇一頁以下)参照。
- (12) 拙稿「チュルク族の始祖傳說について」(史林三四卷三號四八頁)にもこの問題にふれたが、さらに詳細には近く刊行豫定の拙稿「曩離軍と遼の對西域關係」(史林四〇卷一號掲載豫定)の第二節参照。
- (13) 田坂氏前掲論文、六〇四頁
- (14) 拙稿「後唐の明宗と舊習(上)」(東洋史研究九卷四號五一頁)にもその一端にふれている。
- (15) 田村實造博士「遼と西夏との關係」(東亞學第九輯八九頁)参照。
- (16) 拙稿「唐代に於ける党項の發展」(東方史論叢第一、六六頁、一一五—一六頁)
- (17) 外山氏「金章宗時代に於ける北方經略と宋との交戦」(滿蒙史論叢第三、六五頁)
- (18) 後藤氏「支那古代に於ける法制經濟文字の解剖」(國家學會雜誌二九卷二號)の三一項、舊の字の條(二七八—二八四頁)
- (19) 同右、二八二頁
- (20) 前掲「後唐の明宗と舊習(下)」(東洋史研究一〇卷二號、註二七)。なお、胡道靜氏校註「夢溪筆談校證」(上卷、七〇—七四頁)参照。
- (21) Hirth & Rockhill; Chau Ju-kua, p. 183. には、

折箭盟誓考

の條を直譯せるのみであり、馮承鈞氏の「諸蕃志譯註」にも註するところはない。

- (22) 後藤氏前掲論文に引かれた元楨の「觀兵部馬射賦」(元氏長慶集卷二七)に「執弓而誓」とあり、これは矢ならぬ弓であるが、おそらく水滸傳の記事と併せ考えらるべきものと考えられる。姑く記して後考に備えた。
- (23) D'Ohsson; Histoire des Mongols, Tome II, p. 270, n. 1. 所引
- (24) 那珂通世博士「成吉思汗實錄」卷一、一〇—一三頁・白鳥庫吉博士「蒙文元朝秘史」五卷一〇頁—一四頁
- (25) Berezin, I. N., Sbornik Letopisei, Istorija Mongolov, V. I. S. 23
- (26) 前掲「矢を分け與へる話について」八八頁

附 記

以上、吐谷渾阿豺の故事ならびにチンギス・ハンの説話とともに併せ挙げられるものとして、毛利元就の折箭教訓譚がある。しかしこれは、瀬川秀雄氏・高橋盛孝教授の如く、吐谷渾の故事よりきたものとするか(瀬川氏・毛利元就「日本文化名著選本二一五—一六頁・高橋教授傳説と史實」關西大學文學論集三卷三號三八—四〇頁)、或いはイソツツ物語の「小枝の束」の話よりきたとみるか(南方熊楠氏「大日本時代史に載たる古語三則」の中、「毛利元就箭を折て子を試めし話」南方熊楠全集第四卷二四五—七頁)、いづれにせよ、後

人の附會という外はない。護氏が Vol'per, M.; Ruskaya Ree により紹介されたロシア民謡「七本の小枝」は、むしろイソップの小枝の話との關係について考へらるべきものであるが（護氏前掲論文八二頁、九二頁註二）、南方氏はさらに類話として、「千一夜物語」（バートン版補遺卷一、バクト王とアル・ラーワン大臣の話第五夜）の老人三子に繩を示して、單條切り易く、複條斷ち難きに鑑みて和合を説いた話、慧覺譯「賢愚因緣經」一二に、波羅奈國の富人二子あり、父死に臨みて子供に分居する勿れと説き、一絲では不可なるも多絲なれば象をも繋ぐべく、一羣にては獨り燃ゆる能わぬも、合せて一把とせば火滅すべからずと誠めた話（『雜寶藏經』五にも絲の話あり）、さらに印度のサンタル、パルガナス地方の俚譚に傳えられる、老人がその子らに大丸太を折るべく試みさせ、さらに六つに切つた上折らしめて、その別居を誠めたとの話を擧げていられるが（前掲論文）、これらの場合、本文にとり上げた「折箭盟誓」の問題に類せるものが果して考へ得られるやはこれを疑問とする外はない。姑くしるして疑を存しておく。